

栄学区区政協力委員会 規約

(名称)

第1条 本会は、栄学区区政協力委員会（以下委員会という）と称す。

(目的)

第2条 委員会の活動は市区政の情報を住民に伝達する広報活動と、住民の市区政に関する意見を市区政に反映させる広聴活動とする。

2 委員会は、民主主義の精神に基づき、構成員相互の連携を保ち、地域社会の福祉の増進と住民自治の向上発展を図ることを目的とする。

(構成員)

第3条 委員会は、学区内にある各町内会より推薦を受けた区政協力委員で構成する。

(役員)

第4条 委員会に、次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 委員長 | 1名 |
| (2) 副委員長 | 若干名 |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 幹事 | 若干名 |
| (5) 監査 | 2名 |

(役員を選出)

第5条 前条の役員の内、委員長及び監査は、委員会構成員の中から互選により選出する。

2 副委員長、会計、幹事は選出された会長が指名する。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠又は増員による役員の任期は前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は辞任又は任期満了後においても後任者が選任されるまでその職務を行う。

(役員の職務)

第7条 委員長は委員会の事務を総理し、委員会を代表するほか会議を招集し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

3 会計は、会計事務を担当する。

- 4 幹事は委員長及び副委員長を補佐し、事業推進の職務を行う。
- 5 監査は、会計事務を監査する。

(会議)

- 第8条 会議は全構成員をもって構成し、委員会の運営に関して審議決定する。
- 2 会議は、総会、臨時総会、役員会及び委員会とする。
 - 3 総会は、年1回、臨時総会、役員会及び委員会は委員長が必要と認めるとき開催する。
 - 4 会議は構成員の半数以上の出席を要し、議事は出席者の過半数で決する。

(会計)

- 第9条 委員会の収入は、各町内会の分担金、補助金及び寄付金等による。
- 2 本会の会計年度は毎年4月1日より始まり翌年の3月31日に終了する。

(顧問、相談役)

- 第10条 委員会に顧問、相談役を置くことができる。
- 2 顧問、相談役は委員長が委嘱する。

(弔事規定)

- 第11条 委員の弔事には遺族に弔慰金1万円を支払う。

(規約の変更)

- 第12条 この規約は会員の3分の2以上の同意を得て変更することができる。

(その他必要な事項)

- 第13条 その他委員会運営について必要な事項は、別に定める。

附則

この規約は平成26年9月26日の臨時総会にて審議し、翌日より施行する。